



介護保険施設などの利用料が変わります

居住費、食費が自己負担になります

施設に入所している方の居住費と食費は介護保険の保険給付の対象ですが、在宅で介護サービスを利用している方は自己負担となっています。施設入所者と在宅利用者における利用者の負担の公平性を図るため、施設給付のうち居住費・食費は平成17年10月1日から自己負担となりました。(表1)

所得の低い人は負担が軽減されます

施設サービス等の利用負担が重くならないよう、所得の低い方には居住費と食費の利用者負担限度額が決められます。

利用者はあらかじめ国が定めた「居住費と食費の基準額」のうち限度額までを負担し、それを超えた分は介護保険から支給されます。なお、利用者負担第四段階の方は、施設が定める費用負担額を負担することになります。

利用者の負担限度額については、利用者の所得や世帯の状況、入所している居室の形態により第一段階から第三段階の負担限度額が決められます。(表2)

高額介護サービス費の利用者負担上限額が変わります

介護保険では介護サービスを利用した時に支払う利用者負担額が一定の上限額を超えたとき、申請することによりその超えた分が「高額介護サービス費」として払い戻されます。この「高額介護サービス費」を決めるための上限額の一部が平成17年10月1日から見直されることになりました。

これにより、今まで町民税非課税世帯の方の限度額二万四千六百円が一万五千円に引き下げられ、介護サービスが利用しやすくなります。(表3)

その他、詳細については、役場町民課福祉住民係(内線一六〇)までお問い合わせください。

【表1】利用者負担になるもの

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所介護(ショートステイ)	現行	介護サービス費用の1割+日常生活費+食費の一部(食材料費)
	改正後	介護サービス費用の1割+日常生活費+食費の全額+居住費の全額
通所介護(デイサービス)	現行	介護サービス費用の1割+日常生活費+食費の一部(食材料費)
	改正後	介護サービス費用の1割+日常生活費+食費の全額

【表2】負担限度額 概数(こざくら荘に入所している場合) 利用者負担上限額【表3】

負担限度額		利用者負担段階区分	利用者負担上限額
居住費	食費		
月額 0円 (日額) 0円	月額 9,000円 (日額) 300円	利用者負担第1段階 生活保護を受給している人など	15,000円
月額 9,600円 (日額) 320円	月額 11,700円 (日額) 390円	利用者負担第2段階 町民税世帯非課税で合計所得と課税年金収入の合計額が80万円以下の人	15,000円
月額 9,600円 (日額) 320円	月額 19,500円 (日額) 650円	利用者負担第3段階 町民税世帯非課税で利用者負担第2段階に該当しない人	24,600円
		利用者負担第4段階 一般世帯(上記段階区分に該当しない人)	37,200円

※月30日で計算

※世帯合算につきましては、一部上限額が違います。